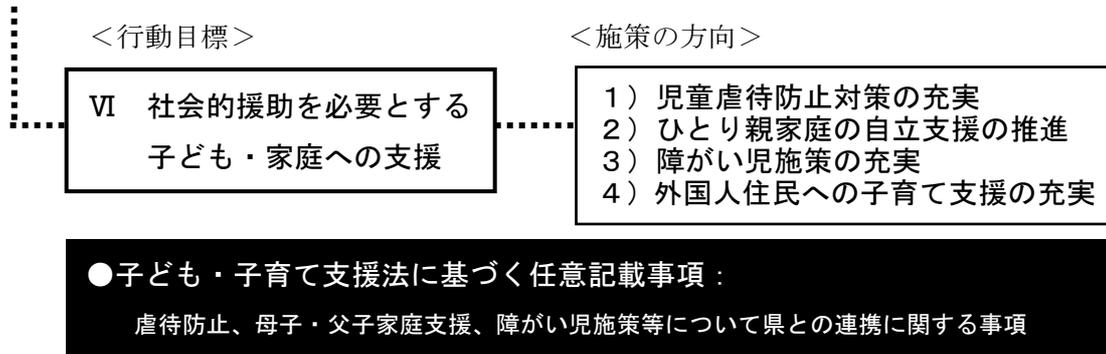


児童虐待防止対策の充実について

◆子ども・子育て支援事業計画の施策体系



< 論 点 >

- ・児童虐待の未然防止、早期発見の体制を、どう強化するか。
- ・必要とされる人に適切な支援が提供できるような
施策内容と提供体制について、どう考えるか。

(1) 施策の方向について

児童虐待の未然防止には、子育て不安の早期解消が非常に重要であり、子育てを地域の関わりで支えるとともに、関係機関の専門的な視点から不適切な養育を発見し連携して支援する体制が必要です。

また、早期発見・早期対応には、市民や地域におけるさまざまな子育て支援の場に関わる人たちの意識啓発が有効です。一方、児童虐待が発生した場合は、関係機関が連携して迅速に対応するとともに、虐待ケース情報や地域特性の把握・共有などに取り組みます。

このようなことを踏まえ、地域での子育て家庭への関わり、医療機関、児童虐待関係機関による連携したネットワークを強化し、きめ細やかな支援の推進と再発防止に努めます。

(2) 施策の方針と推進事業について

「1 理解の促進」「2 早期発見・対応」「3 子どもの安全を守る・自身を守る力をつける」「4 保護者の養育を支える」「5 地域のつながり強化・孤立を防ぐ」の5つの柱に沿って、関係各課・関係機関が連携し、虐待の未然防止と早期発見、早期対応に努めます。

児童虐待防止に向けた取り組み計画（案）

5つの柱	施策項目	主な内容
1 理解の促進	市民への啓発	シンポジウムやケーブルテレビにて啓発
	子ども、保護者への啓発・研修	小学校における啓発 保護者へのしつけと虐待に関する研修 乳幼児揺さぶられっ子症候群予防啓発
	学校・民生委員・医療機関などへの啓発・研修	対応力向上のための啓発
	相談窓口の周知	街頭啓発・広報の活用
	児童虐待防止マニュアルの作成・活用	有効性を高めるための研修
	パンフレットの作成・活用	啓発目的別に作成・活用
2 早期発見・対応	虐待担当機関の資質・対応力向上	先進地事例の情報収集、スーパーバイズ会議の開催
	通告受理から支援までの体制整備	対応マニュアルの作成・活用
	関係機関による継続性・統一性のある支援の実施	個別支援ファイルを活用したチームケアの推進
3 子どもの安全を守る・自身を守る力をつける	子どもが自分自身を守ることができる力をつける、SOSを発信することができる啓発	子どもに関わる機関が、子どもの力を高めていくための研修
	虐待を受けた子どもへの心理的フォローの拡大	専門的フォローや面接の実施
	子どもの安全を守る場の充実	子育て短期支援事業（ショートステイ）の実施、里親・子どもを守る家の充実、ハイリスク家庭へ保育所入所の確保
4 保護者の養育を支える	育てにくさのある子どもをもつ保護者への養育支援	子ども・子育て支援法のもとで養育支援訪問事業を継続実施
	課題を抱える保護者への相談・指導・支援	養育の相談・支援
	育児家庭訪問事業の拡大・支援員の増員	子ども・子育て支援法のもとで育児家庭訪問事業を継続実施
	虐待リスクのある保護者に対する支援の充実	保護者への心理的フォロー体制の整備
5 地域のつながり強化・孤立を防ぐ	相談対応の充実	電話、メール等、対象者のニーズに添った相談の実施
	育児家庭訪問支援員の活動の拡充	地域での活動の場の拡大
	子育てネットワーク会議など地域の会議との連携	要保護児童対策地域協議会との連携のあり方について検討
	当事者組織との連携、活動支援	地域の支援者を増やし、保護者同士のつながりを創出